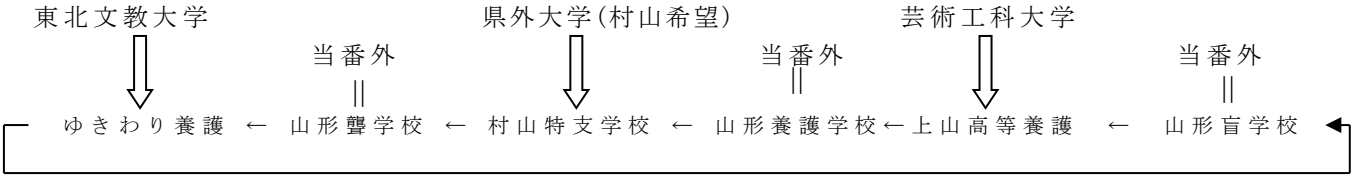
（県内大学等用）

令和９年度介護等体験に係る今後の手続日程

県教育局教職員課

時　期	主　な　内　容
３月中旬	大学等は、介護等体験希望者の申出を集約する。 ［様式１－②］
3月中旬～4月中旬	大学等は、※その年の連携校と受入れ可能日等を確認し、体験実施日を調整する。
４月下旬	大学等は、県教委に体験実施日の調整結果を送付する。 ［様式１－①］
４月下旬	大学等は、特別支援学校に介護等体験希望者の受入れを依頼する。 ［様式４］
随　時	大学等は、学生に介護等体験の事前指導を行う。
５月上旬	特別支援学校は、学生に介護等体験に係る必要事項を連絡する。
5月上旬～１２月	学生は、特別支援学校で介護等体験に取り組む。
介護等体験後	特別支援学校は、「証明書」を介護等体験生に発行する。 ［様式７］
介護等体験後 １ヶ月以内	特別支援学校は、介護等体験終了報告書を県教委あて送付する。 ［様式８］

※令和９年度連携校（毎年輪番で変更する。なお、県外大学については村山地区、庄内地区及び最北地区の３つから選択するものとする。置賜地区は選択不可）



※　県外大学のうち、庄内地区希望者の提携校ローテーション
　令和９年度：鶴岡養護学校　（参考　令和８年度：鶴岡高等養護学校）

※　県外大学のうち、最北地区希望者は次の２校のうちから選択する。
　新庄養護学校　もしくは　楯岡特別支援学校

※　固定連携校
　・米沢女子短期大学＝米沢養護学校
　・東北公益文科大学＝酒田特別支援学校
　・山形大学（理学部、人文社会科学部含む）＝山形大学附属特別支援学校